

# 【写】

胎 総 第 500 号  
平成 29 年 12 月 12 日

胎内市特別職報酬等審議会  
会長 伊藤 武 様

胎内市長 井畑 明彦

## 胎内市特別職の報酬等の額について（諮問）

胎内市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関し、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

### 記

#### 1 市議会議員の報酬及び政務活動費の額について

##### 【諮問理由】

市議会議員の定数については、次回の一般選挙による改選から、現行 18 人から 2 人削減し 16 人となることが決定している。また、市議会議員の報酬の額については、直近（平成 27 年 11 月）に開催された貴審議会において、議員定数の適正化を図った段階で、改めて報酬額を検討する必要があるとの答申をいただいていることから、現行の報酬等の額の適否と併せて改選後の報酬等の額を審議いただきたく、諮問するもの。

#### 2 市長、副市長及び教育長の給料の額について

##### 【諮問理由】

これまで長らく実施されていた条例附則による特例減額措置が平成 29 年 10 月 1 日をもって終了し、現在は条例本則に規定された給料の額となっているが、改めてその本則給料の額の適否について審議いただきたく、諮問するもの。